

若年性認知症を患っても就労はできる

東京都認知症介護指導者 宇津木忠

キーワード: 若年性認知症、就労

活動の概要(活動の主体:法人)

【活動目的】

若年性認知症の疑いがあり、就労先で解雇を告げられた方に対し、適切な医療の提供(認知症の診断)及び今後の支援設計、就労まで繋げることを目的とした。

【活動内容】

若年性認知症の方の支援について、東京都多摩若年性認知症総合支援センターと情報共有を行うとともに支援体制を構築した。また、現状を分析して社会福祉法人不二健育会で可能な就労支援方法を検討し実行した。その他、東京都健康長寿医療センターにて認知症検査が受けられるよう支援するほか、障がい者手帳の交付申請を支援するなど、総合的な支援を実施した。

活動のきっかけ、背景(その他:介護長の立場として)

東京都認知症介護指導者より、東京都北区において訪問介護事業所で勤務する仲間が、若年性認知症の疑いにて無碍に事業所を解雇されたと連絡あり。力になって欲しいと依頼を受ける。

活動の経過と成果

【活動の経過】

平成 29 年 1 月に東京都多摩若年性認知症総合支援センターへ長女様より相談連絡があり、2 月にご本人様、長女様及び関係者を交えたカンファレンスを行った。この時にご本人様ができる業務としてシーツ交換業務を提案し、トライアル的な就労を実施することとなった。4 月から営繕業務のトライアル開始。6 月から非常勤採用となった。なお、通勤は自転車にて 25 分程度。全職員へ周知し、皆でフォローすることとした。勤務状況は順調で、10 月には勤務開始時間よりも早い時間に出勤されるようになった。

しかし、平成 30 年 4 月には通勤途中での荷物や自宅等の鍵を紛失することが増えてきた。5 月には同居長男様、勤務状況の確認の為来苑。①通勤②出勤の状況③認知症の進行を共有また、出勤時には通勤確認の電話連絡及び自宅での状況確認を宇津木と毎回行った。そして 6 月には気分がすぐれず、当日欠勤が多くなる。この日が最終の勤務日となってしまい、平成 31 年 3 月に長期休みが継続し、ご家族とご相談の上、退職の手続きを行った。

現在は認知症対応型通所介護へ週 6 日間ご利用しながら、笑顔で在宅生活を継続している

【活動の成果】

介護事業所にも関わらず、従業員が若年性認知症を患った際に検討もせず、無碍に解雇通知が出されてしまう現状がある。認知症を患ったとしても、周りの適切なサポートや柔軟な働き方の提案があれば就労を継続していけるということを、短期間ではあったが実現できたのは成果であり、このような提案を数多く実践することや情報発信していく事で、環境は変わっていくのではないかと考える。

長女様は認知症サポーターとなり、自己の体験を広く知って貰いたいと笑顔で話して下さったことも成果と言える。

今後の展望

従業者の持てるスキルや定在適所の業務依頼及び本人の遣り甲斐を考え、皆でサポートするということは、認知症があろうが、障がいがあろうが、高齢であろうが、未経験であろうが、外国人であろうが、なんら関係はないと考える為、ダイバーシティー&インクルージョンやごちゃまぜ介護の実現を今後も実践していきたいと考える。